

副首都推進本部（大阪府市）会議
《第22回議事録》

- 日時：令和8年4月8日（水） 16：00～16：45
- 場所：大阪市役所 P1（屋上）会議室
- 出席者：吉村洋文、横山英幸、山口信彦、森岡武一、渡邊繁樹、西山忠邦、高橋徹、（名簿順）山本剛史、西島亨、山下研一郎、阪本哲也、上山信一、原英史

（西島事務局長）

定刻となりましたので、第22回副首都推進本部（大阪府市）会議を開催させていただきます。

本会議につきましては、会議公開の原則に則って、会議の状況をインターネットで配信し、配布資料、議事録は公表することといたしますので、あらかじめご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の会議の出席者をご紹介します。

本部長の吉村大阪府知事です。

副本部長の横山大阪市長です。

有識者といたしまして、上山特別顧問にご出席いただいております。

あわせてオンラインにて、原特別顧問にもご出席いただいております。

その他の大阪府、大阪市の出席者につきましては、お手元に配布しております資料1の出席者名簿のとおりでございます。

本日の議題は「副首都・大阪の実現に向けて」でございますが、議題に入る前に、府市一体条例に基づきまして、これまでの府市会議における合意事項の進捗状況につきまして、ご報告を申し上げます。

本年2月に開催いたしました第20回副首都推進本部（大阪府市）会議でご議論いただきました「Beyond EXPO 2025（案）」につきましては、その後、パブリックコメントを実施し、令和8年3月に「Beyond EXPO 2025」を策定・公表いたしました。

また、同会議でご議論いただきました「次世代型スマートシティ OSAKA（案）の基本方針」につきましては、その後、大阪スマートシティ戦略会議において検討を進め、パブリックコメントを実施し、令和8年3月に「次世代型スマートシティ OSAKA」を策定し、4月に公表いたしましたので、ご報告申し上げます。

それでは議題に移らせていただきます。本日の議題は、「副首都・大阪の実現に向けて」でございます。

まず、資料2につきまして、事務局の方からご説明を申し上げます。

まずおめぐりいただきまして、1ページ、2026年3月31日、与党の実務者協議におきまして、副首都法案骨子について合意されたというところで報道されておりますので、まずこちらの骨子案につきましてご説明を申し上げます。

法律名につきましては、「国家社会機能継続性確保施策の推進及び副首都の整備に関する法律案」（仮称）でございます。

目的・定義につきましては、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある

大規模災害に備え、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、多極分散型経済圏の形成を通じた経済成長に資することを目的としてございます。この中で、首都中枢機能とは、東京圏における国家社会機能のうち中枢的なものとなっております。

今回、定義されております地域、都市が2つございまして、1つは、首都中枢機能代替地域ということで、先ほど申し上げました大規模災害時に一定の期間、首都中枢機能の一部を代替する機能を担う地域として、要件といたしましては、東京圏と同時被災の可能性が低いものとして政令で定める要件に該当する地域となっております。

政令のイメージとしましては、首都直下地震緊急対策区域および富士山の火山災害警戒地域のいずれにも該当しないこと、となっております。

これに加えまして、副首都として、大規模災害時に一定期間、首都中枢機能の全部または大部分を代替する機能を担うとともに、多極分散型経済圏の形成の中核となる機能をも担う道府県となっております。要件につきましては、先ほども首都中枢機能代替地域で申し上げました東京圏との同時被災の可能性が低いことに加えまして、次のいずれにも該当する地域を含むこととされておりまして、道府県の申し出に基づき、内閣総理大臣が指定することとされておりまして、

まず1つ目。政治及び行政の中枢機能を代替する機能を発揮するため、国の行政機構の立地の状況について政令で定める要件を備えること。ということで、政令のイメージとしましては、国の出先機関について、一定の出先機関が立地しているということでございます。

2つ目が、経済及び人口の集積の状況について政令で定める要件を備えること。ということで、政令イメージとしては、経済集積（県内GDPが一定規模）、人口集積（一定規模の人口）を有するということとございます。

3つ目が、副首都が担う機能を十分に発揮するために必要な地方行政体制について、政令で定める要件を備えることとしていたしまして、政令のイメージといたしましては、1つ目、「政令市+県」ということで、連携協約等というもの。2つ目が特別区の設置。注といたしまして、制度化された場合は「特別市」ということになってございます。

2ページに参りまして、基本方針、基本施策等というところでございますが、政府において総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針を策定されることとなっております。1つ飛ばしまして、副首都が指定されたときは、副首都ごとに整備方針を定めるということとなっております。その際には副首都の長の意見を聞き、その意見を尊重しなければならないとなっております。

その下、「首都中枢機能代替地域」につきましては、事業者等によるバックアップ投資の促進のため、必要な税制上の措置の整備、その他の必要な政策を講ずることとされておりまして、「副首都」については、上記に加えまして、首都中枢機能の代替のための拠点の整備、都市機能の増進に寄与するまちづくりの推進、規制緩和、民間投資の促進に必要な税制上の措置等の施策を講ずることとされておりまして、

加えまして、政府はこの整備等に関しまして、必要な法制上・財政上・税制上の措置を

講ずることとされてございます。

3の本部としまして、内閣に「国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部」を置くことといたしまして、本部長は内閣総理大臣となっております。

4の附則といたしまして、この法律は、公布後3か月以内で政令で定める日から施行。その下、施行の日から令和12年度末までの約5年間、関連施策を集中的に推進する。副首都が名称変更を希望する際の住民投票等の手続等について定める大都市法の改正を行うこと、とされてございます。

続きまして、3ページでございますが、法案骨子案の中で示されている要件につきまして、これまで大阪の方で検討してまいりました状況を、当てはめていった資料を作らせていただいております。

まず、東京圏との同時被災の可能性が低いことといたしましては、政令イメージで記載がございます首都直下地震、富士山噴火いずれにいたしましても、大阪への直接的な影響がないこととなっております。東京と同時被災の可能性が低い大阪は、副首都としての要件を満たす可能性が高いと考えてございます。

なお南海トラフ巨大地震につきましては、政府の緊急災害対策本部が設置される霞が関・市ヶ谷・立川などについては、浸水想定区域に含まれておらず、政府機能は東京で一定維持されると考えられ、他の地域でのバックアップの必要性は低いと考えてございます。

続きまして4ページでございますが、政治及び行政の中核機能を代替する機能を発揮するため、国の行政機構の立地状況について政令で定める要件を備えることにつきましては、下の表の通り、大阪につきましては、他の地域と比べまして、一定の地方支分部局の集積があるということでございまして、副首都としての要件を満たす可能性が高いと考えてございます。

続きまして5ページでございますが、経済及び人口の集積について一定の要件を備えることにつきましては、GDPと人口につきましてデータを掲載させていただいております。大阪につきましては、一定のGDP、人口集積を有しております。副首都としての要件を満たす可能性が高いと考えてございます。

次、6ページは地方行政体制について政令で定める要件を備えることとございまして、先に大阪の副首都構想という私どもの作らせていただいた資料から抜粋をさせていただいておりますが、広域行政一元化の手法としては、様々な制度がございますけれども、大都市法による特別区の設置が最も制度的に安定性があると考えてございまして、この制度的な安定性がある特別区の設置については、大阪においては副首都の要件を満たしていないという状況でございます。

副首都・大阪にふさわしい行政体制については、引き続き検討を深めてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして7ページでございますが、骨子案に先ほど示されておりました基本方針等に関連する基本施策等を表の方に4つ整理させていただいております。先に大阪の方で取りまとめさせていただいております。大阪の副首都構想に該当するのではないかとこれも

のを当てはめた表を作らせていただいております。今後、骨子に記載された基本施策等に合致するように、大阪府市において、具体的提案の検討を深めていきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

ただいまの説明を踏まえまして、意見交換に移りたいと思います。まず特別顧問の方からご意見を頂戴できればと思っております。お一人5分程度でお願いいたします。まずは上山特別顧問よろしくをお願いいたします。

(上山特別顧問)

国の方針が出てきたということですが、この会議で去年12月からずっと議論してきた。その前も府市では十年前から副首都という概念をずっと議論してきたわけですけども、それに沿ったような形で、バックアップと成長戦略を2本柱に掲げて、副首都を決めていく国の方針が出てきた。大変喜ばしい、いい展開だなと思います。

これにどうやって肉付けしていくのか。確実に大阪が指定されるように、どのようにきちんと説明していくのかということと、あと、足りない部分を自治体で補っていくために、実際どういう施策を展開していくか、あるいは民間の協力を得るかという段階に入ってくると思う。必要条件、十分条件という、概念で言うと、今回の骨子案で出てきたのは必要条件だと思う。

首都圏が災害に遭った時にちゃんと機能する。最も重要なのはその立地であって、関東圏から離れた場所である。プラス、必要条件としてもう一つあるのは、交通通信ですね。東京とちゃんと交通通信できる環境にある。これは、大阪は満たしている。

ただし、これからの時代の流れとか海外との競争なども考えていきますと、十分に強い経済力と、デジタルインフラの機能、この二つが十分条件として必要です。国も、ある程度、デジタルについて触れてますけれども、もっと積極的に、我々としてはその中身を追求し、説明し、全国からの理解を得ていく必要がある。

私の提出資料があります。時間がないので手短にお話します。

バックアップと成長戦略を考えた時に昨年冬から議論してきた、あのデジタルインフラの充実という話は、極めて重要だと改めて思います。これは産業の競争、これから伸びる産業がすべて、AIデータに依存している現実があり、それから運輸、交通、通信は都市のインフラの基本ですけども、これもデータがちゃんと扱えて都市力の基盤になってくる。こういう時代になってきていると思います。

以前もお話しましたが、レイテンシー対策が大都市には必要だし、国際海底ケーブルなども、今、関西は志摩にしか上がってないですけども、和歌山とか大阪にも上げるといったような構想も含めて、考える必要がある。

それから、官民でデータを優位に活用していくためのデータ連携基盤、これはすでにORDENで大阪は全国に先駆けて先行しているわけですけども、これはさらに活性化させていく必要があると思います。

副首都に指定いただくために、大阪の優位性というのは、私はこのデジタル分野で非常

に強く説明できるいい材料だと思う。ABCD と書いてるんですが、1つ、大企業が東日本大震災の後、もう事実上大阪を代理拠点として、かなりの投資をしてくれているという現実。企業は、大阪を副首都だとすでに決めているという現実。これがAです。

で、2番目Bにデータセンター。これNTTが堂島を西日本の核というふうに決めて投資を先にしてきた。その周りに追加の投資が全部集積してきている。東西二大拠点という姿が、明確にもう出てきているので、集積をさらに伸ばす、先行有利である。

3番目に電力については、東京電力が、原発が稼働しない、価格が高いという中で、関西電力は相対的な優位性を持っている。

それから、ORDENとMy door OSAKA。大阪府市が、スーパーシティ特区を取りに行つて先行し、45都道府県がORDEN方式に乗っかるところまで、すでにデファクト化が進んでいる。資料で言うと6ページになりますけども、東京を含め各県がORDEN方式でデータ連携基盤をこれから整備していきたいと宣言し、すでにデジタル庁、総務省も協力いただいている。こういう戦略優位の状況が4つある。

いずれも民間との連携が非常に重要な部分なので、電力通信系、データセンター系の企業と連携して、都市としてのデジタルインフラの強化という作戦を、きっちりと全国の皆さんに理解していただく。今後、十分条件を備えるという意味では、これが非常に大事な局面になっているのではないかと思います。

デジタルインフラについては、官民協議会が今月発足して、知事・市長からもコメントいただき、スタートするわけですけど、この動きを副首都としてちゃんと指定されることとセットで、官民あげて取り組む局面に来ている。

(西島事務局長)

はい。ありがとうございます。続きまして、原特別顧問、よろしく願いいたします。

(原特別顧問)

はい、ありがとうございます。私は、総論的なコメントだけ申し上げたいと思います。

まず、今日ご紹介をいただきました副首都法の骨子案、これ、私の認識では都市と地方に関する国の政策の大転換ということではないかと思います。近年の地方創生、あるいは東京一極集中の是正。こういった施策は東京を弱め、過疎地に下駄を履かせるという政策だったんだと思います。

遡れば、もっと早く1960年頃から工業一法とか日本列島改造論とか、そういった大都市を弱体化するという政策が講じられてきました。大阪は最大の被害者だったわけで、戦前においては少なくとも工業生産面では大阪一極集中だったわけですけども、大きく転落をして低迷したという時期が続いたわけです。今回の副首都法案、今日ご紹介をいただいた話を見ても、この旧来型の国の政策方針を大転換するということなんだと思います。

東京や大都市を弱めるという政策ではなくて、東京と競い合える強い副首都を作ると。競争を通じて東京も副首都も強化をする。世界の都市間競争を戦い抜けるような強い都市

にしていく。それによって日本全体がさらに強くなっていく。こういった政策体系に転換するということだと思います。

ご紹介いただいた法案骨子の中で、大規模災害への備えとともに、多極分散型経済圏の形成を通じた経済成長に資する、ということが目的とされていますが、ここが大きなポイントだと思います。こうした観点で考えたときに、大阪に求められること、これもいかに強い副首都を作るかということだと思います。東京の機能を一部移すとか、そういった後ろ向きなことではなくて、東京や世界の都市と競い合っていく。場合によっては、東京を再び抜き返すというぐらいのビジョンを作れるといいと思います。

おそらくこの十年ほど大きく再生しているわけですが、これをさらに強力な副首都として、大改造していくと。こういった明確なビジョンが求められるんだと思います。そのための課題、いろいろとあると思います。都市インフラの整備、それから先ほど上山さんおっしゃられたデジタルインフラ、これも大変重要な領域だと思います。

成長力の高い産業を誘致していく、優れた人材を誘致していく。多々課題はあると思います。幸いにして、法案の骨子の中で、副首都整備に必要な財政上の措置、税制上の措置、それから規制の特例措置、法制上の措置ですね。こういったものを講ずると、国で講ずるという規定が盛り込まれる方向なのかと理解いたしました。受け身で、こういった国が何をしてくれるのかということのを待ってるのではなくて、具体的にどういった措置を求めるのかを示していくことが必要だと思います。

12月のこの会議でも同じようなことを発言いたしました。ポイントは副首都のことは副首都で決めていくということだと思います。これまでも様々な特区制度、ご紹介のあったスーパーシティや国家戦略特区、万博の特区などいろいろありましたが、国の役所にいちいちお伺いを立てるという仕組みから、なかなか抜け出せていなかった、ということだと思います。

副首都に関してはそうではなくて、東京で、全国で一律に決めたルールではなくて、副首都で独自ルールを定めていく。そうすれば全く新たな強い副首都を作れるというビジョンを示していくということが重要かと思います。

今日はもう各論の措置の話はいたしませんけれども、これまでの特区制度、あるいは万博の特例措置の中で、大阪から国に提案したものの、できていなかったという課題は多々あると思います。また、副首都をこれから作っていくという上では、新しい課題も数多く出てくるかと思います。こういった課題をぜひ早急に整理進めていただけるといいのではないかと思います。以上です。

(西島事務局長)

はい、どうもありがとうございました。それではご出席の皆様からご意見などございましたらお願いをいたします。なお、本部長、副本部長におかれましては、最後に改めて総括をいただきますので、よろしくをお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

はい。それでは副本部長、本部長の順にご発言をいただきたいと思います。まず副本部

長、よろしく申し上げます。

(横山副本部長)

はい、お疲れ様です。まず、資料についてご説明いただきましてありがとうございます。3月31日に副首都法案骨子が与党の中で合意をされたということで、いよいよ着実に動き始めているところかと思えます。

骨子の中では、その目的として大阪がこれまで主張してきた「経済成長に資すること」というのが位置づけられた次第です。また事務局からご説明もありました資料1ページにまとめていただいておりますが、東京圏との同時被災の可能性が低いという点に加えて、政治及び行政の中核機能を代替する機能を発揮するため、国の行政機構が立地している、並びに経済及び人口の集積という要件から見て、改めて大阪が副首都にふさわしいことを確信しています。

さらに副首都の地方行政体制については、政令で定める要件を備えることというのが示され、イメージとして、政令市+県の連携協約等と特別区の設置、制度化されたら特別市といった選択肢が示されたところです。地方における広域行政一元化の手法というのは様々あると思いますが、まずはこのそれぞれの制度について比較をしてほしいと思います。あわせて、副首都にふさわしい自治体として、広域自治体がどのような事務を担うべきなのかというところについても整理をお願いしたいと思います。

あわせて、この骨子の方では、法律の施行日が公布後3ヶ月以内とされていますので、要は今年の秋にも施行が見込まれるということかと思えます。ここはしっかりペースを合わせながら、遅れることのないように副首都・大阪として今後取り組む方向性について示せるように、今から整理を進めてほしいと思います。

また、先生方からも大変貴重なご意見をいただきました。上山先生におきましては、特に「Beyond EXPO 2025」の中でも大変様々なご意見をいただいております、特に十分条件というか、このデジタルインフラの整備というところは、やはり副首都に欠かせないポイントだと思いますので、このあたりもしっかりビジョンとして示せるように進めてほしいと思います。

また、オンラインの方から原先生もありがとうございました。副首都のことは副首都で、自分たちで決めることができる、独自性を持った施策をスピード感を持ってどんどん打ち出すことができる。これがまさしく副首都にふさわしい形だと思いますので、このあたりについて、引き続きどういった内容を詰めていくのかというところのブラッシュアップの作業をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(西島事務局長)

はい、ありがとうございます。それでは本部長、よろしく願いいたします。

(吉村本部長)

まず、お疲れ様です。先ほど市長から、この副首都の要件のお話もあったかと思いま

す。私からは、その効果の話、ここ非常に重要だと思いますので、今日の会議を踏まえて、その話をさせてもらえたらと思います。

まずは原先生の視点はむちゃくちゃ大事だと思います。というのが一つと、それから上山先生のデジタルインフラの戦略も非常に大事だということを、これは後ほどちゃんと話をさせていただきます。

今回、副首都法案は3月31日に自民党と維新の与党で、法案骨子合意をされました。要件・効果等については説明を受けた通りです。その中でやはり大切なこととして、副首都になったらどうなるのかってところ、ここはすごく重要だと思います。そして、これはまさに国の方向性として副首都を定めると。そして、国の基本政策を定めると。そして、副首都の長の意見を聞いたうえで、副首都ごとの整備方針を定めるとなります。そして、その副首都の長の意見を尊重しなければならないということも、国家として副首都ごとに整備方針を定めていくというものになりますから、まさにここは、都市と国との政策の、ある意味大転換が図られる、そういう法案だという位置づけの理解をまずお願いしたいと思います。

そのうえで、どういう整備方針、どういうことを変えるんですか、どういう意見をこちらから出していくのですか、ということになりますが、今回、この骨子案で合意されているところ、資料の7ページですね。

首都中枢機能の代替のための拠点の整備をするということ。それから副首都の整備に必要な税制・法制・財政上の措置を取るということ。

3つ目でバックアップのための促進のための必要な税制をするということ。

そして4つ目なんですけど、これ3つの要素があるから、ちょっと表は3つに分けたほうが良いと思います。

その3つが何かって言うと、都市機能を増進させるためのまちづくりの推進。これは上山先生がおっしゃったデジタルインフラ、これは1つのまちづくりですし、それからインフラなんかもそうだし、今府市でやってる、まちづくりももちろんそうなんですけど、首都の観点からの経済成長のための視点からまちづくりの推進を、国家として副首都ごとにやっていくということ。

それから規制緩和です。いろんなことにチャレンジできる。そういったものをしっかり進めていく。これは単なる特区ではないということです。

そして民間投資が促進される税制。ここも民間がどんどん国一律の税制じゃなくて、民間同士がどんどん促進するような税制。

この6つの効果があるというふうに整理をした方がいいのかなと思います。そのうえで国に具体的な措置を求めていくんですが、その中身について、行政的な整理をしてくれます。これは、本当にその通りなんですけど、やっぱりどうしても行政の組織の中の域を出てないというか、行政的に整理すると確かにこうなるんだなと思うんですけど、もう少し50年、100年を見越した大きな視点での副首都だということになりますから。

先ほど申し上げた3つの視点について外部の専門家の先生に、どういうものが副首都にふさわしいのか意見を出してもらった方が良いと思います。どうしても行政だけでやる

と、限界があると思います。

本来、副首都ってこういうものじゃないか、この6つの効果を照らし合わせる、こういうものがあるんじゃないかっていうのを、外部の地方自治に詳しい先生方に、それぞれ項目について検討していただいて、そして意見をお聞きするというのを、副首都推進本部会議でやったほうがいいと思います。

僕のイメージは、道州制の先取りぐらいのイメージでやってもらいたいと思います。道州制の州都となれば、どういうことをしていくんだろうか、っていうぐらいの視点で、この6つの効果を見てもらいたいなと思います。

その上で、上山先生や原先生、上山先生は今回、デジタルインフラに特化した戦略をとということでご提案いただいて、すごく大切なご提言だと思います。もし可能であればこの6つの、これがまさに総効果として現れてきますので、これを見た時に50年、100年見越して、こんなことをやってくべきじゃないか、っていうことをぜひご意見いただきたいと思います。

それから原先生も今日は総論の話をいただきました。まさに本当おっしゃる通りで、世界の都市間競争で戦える都市を目指す。都市と国の政策の大転換だというのは、まさにその通りだというふうに思います。

原先生にも今日、総論のお話いただきました。僕も全く同意です。今度は各論というか、具体的に、じゃあ国にどういうことを意見していくのかという、あるいは大阪としてどういう副首都を目指すのか、こういう効果を目指すべきだ、というところを原先生から行政の枠を超えて、提案をいただけたらと思います。

それから、他にもよくご意見いただいている佐々木先生は、道州制論者でありますからご意見いただくといいと思いますし、高橋洋一先生は非常に首都機能に詳しい。それ以外の先生方で、専門家がいらっしゃったらその意見をお聞きするというのをやるべきだろうというふうに思います。

もちろん、それを最終的には国家として、副首都として指定されたら、基本方針などに基づいて定めていくことになります。すべて認められるか、認められないかは当然あるんですけど、あるべき副首都というのを、この6つの効果に照らし合わせて、少し大きな視点から、50年、100年の視点から、ある意味道州制を先取りするぐらいの視点から検討していくということが重要なんだと思います。

整い次第だと思いますけれども、次の回で結論を出す必要はないと思うんですけど、次の回にもし意見出せる先生がいらっしゃったら、意見出していただいて、ここは継続的に非常に重要なことだと思います。要件からその効果のことで非常に重要なことだと思います。そこのところをお願いしたいというふうに思います。

市長から行政体制の整理の指示もありましたので、次回のゴールデンウィーク前ぐらいを1つ目途として、次回の会議を実施したいと思います。

その時に市長からの指示事項、それはきっちりまとめてもらって、そして副首都を目指す6つの効果の大きな方向性について、行政的にまとめてくれた、これはすごくいいと思うんですけど、プラス民間の皆さんが見た時のあるべき副首都の方向性、専門家から見た

副首都の方向性、50年、100年後を見越した副首都の方向性、それについて、一定意見のまとまる先生がいらっしゃったら、その意見を聞くと、こういうようなことをちょっと重ねながら進めていった方がいいと思います。

視座をできるだけ大きく。この副首都の効果については回を重ねてでいいと思います。よろしくをお願いします。

(山口大阪府副知事)

すいません、ある意味でこう、大阪が目指す副首都の設計図を作れ、大きなビジョンのもとに、というご指示だと思うんですけど、ちょっと、正直、この今の体制でそこまでいけるような、先生方のご意見聞くのは十分できると思うんです。それとて結構、時間的にはそれなりに、やっぱり深い話をしているのも大きいので。上面だけの意見というわけにいかなくて、かなり、やっぱりディスカッションさせてもらって把握せなあかんので、ちょっとその時間軸が、知事のもの合うかどうかというのを、ちょっと心配しながら聞いてたんですけど。本当にちょっとでかい話なので事務方大丈夫かと。失礼ですけど。

(吉村本部長)

これ、いつまでにまとめなきゃ、というのは、法案との関係で、いつまでにまとめなきゃっていうのがなければ、僕は時間かけて議論するべきことなのかなっていう。

(山口大阪府副知事)

ちょっと法案の中身がわからないんであれですけど、一応3ヶ月後に施行ということなんで、今の国会日程をみて、秋ぐらいで、そこから、いつの時期に申請を出すのか。そういうのがちょっと今のところ見えてないんで、ちょっとどういう要件もどれだけいつ揃うのかとかいうのも見えてない中なので。

腰据えてやらないとあかんんですけど、ただ時間ばかりかける必要もないと思いますけど、ちょっとその次回とか次々回とかいうのはですね、ちょっとなかなか難しいと思います。

(吉村本部長)

そうですね。次回とか次々回に全然まとめる必要はないと思います。もし次回、先生方で意見がまとまる先生がいらっしゃったら、その意見、ひょっとしたらおひとりになるかもしれないし、ふたりになるかもしれない。

ひょっとしたら、また、ゴールデンウィーク前ぐらいの時期ではまとまらないとなれば、そこは次の回、あるいはその次の回にまとめてくれっていうつもりは全くなくて、むしろまず意見を整ったところから聞いていきながら、秋ぐらいを目途に、この効果のところを求めていく。こういう副首都・大阪を目指すんだっていう方向で議論していけばいいのかなと思います。次まとめてくれと、そんな議論ではないです。

ここは副首都に重要なところですから。でも、その視座というか、視点がここで整理し

てくれた7ページの整理で、じゃあこれでいきましょうっていうのには、ちょっと僕の頭の中ではないなと思っていて。急いでもないんです。副首都法案ができたという前提のもとで秋であったり。あるいは、法定協議会がどうなるか、立ち上がらないとわかりませんが、法定協議会の中でそういったことも議論すべきだという可能性も、立ち上がればですけど。

いずれにしても、副首都法案は自民と維新の合意事項のなかに、この6つのことが明確に書き込まれてるわけなんで、これをベースにしながら大きな視座、もう道州制ぐらいの視座の視点を持って、副首都・大阪はこうあるべきだっていうのは、少し時間をかけながら専門家に聞いてまとめていきましょう。

行政的に、7ページでまとめましたねっていうよりは、ちょっとそのぐらいの視点をちょっと持って進めてもらいたいっていう意見です。

会議としては、次のゴールデンウィーク前ですとしたら、そういうまとめは必要全然ないんで、その視点とか方向性だけ、皆さんと共有できたらという風に思います。

(西島事務局長)

はい。ありがとうございました。

(上山特別顧問)

今の議論、ちょっと大事だと思うんですけど、その50年、100年後の大阪、あるいは副首都の姿っていう時に、民間経済とか、社会情勢をどういうふうに、先を描くのか。どうしたいかっていうことです。どうなるかっていうのもありますけど、そこの絵柄がまず必要なので、その時にその将来の姿を先取りするために、新しい何か機能が必要だとか、デジタルインフラの話は、まさにそういう意味で私は出してるんですけど、将来を作るためにこういう都市が必要なんですよという議論と、経済とか民間の主体の議論だと思うんですけど。

一方で従来から手垢のついた議論だと思いますけど、政府の機能あるいは財源、財源権限。これを国から地方に渡すと、なんかいいこと起きるんでしょうっていう、どっちかっていうと壊す方の改革で、この地方分権改革の話と、多分両方出てくると思う。

今回、副首都って前向きなキャッチフレーズで話はスタートしてんだけど、実際各論の話積み上げていくと、国の財源とか権限をどうやって切り取ってこっちに持ってくるのかという話が非常に具体的だし、わかりやすい。ないものを国に作ってくれと言わずに、自分らが作るから国は邪魔するなというのは、このデジタルインフラみたいな話で、いくつか描ける。民間の人と描けると思う。

過去、手垢がついてきた、この国の権限を地方に移せの話、今回どこまでまたやるのかというところは、私は、なかなか難しい気がしてて、どちらかというところ、将来、このような都市戦略がグローバルな都市間競争には必要になるので、それに向けて、こういうことをやりたい、ついてはそれに必要な財源とか権限は、中央政府ではなく副首都に渡せみたいな、そういう持っていく方がいい方が、やりやすいというか、抵抗感が少ないのかなと

いう気がなんとなくする。

今後考えることだと思います。増やすのか、作るのか、それは非常に大事だと思います。

(西島事務局長)

ありがとうございます。ほかご意見ございましたら。

(原特別顧問)

あの、ごく短くコメントを。今、上山さんがおっしゃられた、手垢のついた議論のところは、なぜ進まないかという、強力な政権じゃないとなかなか進まないという問題があります。なので、今これを迅速に進めていくのは大きなチャンスなんで、ここやったらいいかなと私は思います。

(西島事務局長)

はい、ありがとうございます。

(山口大阪府副知事)

ちょっと先生方にまた相談をさせていただきたいんですけど、1つ、やっぱり大阪がどういう成長というか、未来像を描くかということと、もう1つは、知事言われた道州制見据えてってことになるでしょう、統治機構改革論みたいなところに、どういうふうにこれが染まっていくのかという。そこは本当にちょっと組み合わせるのは実は難しいというか、書くのは自由なんですけど、実際に国の措置をしっかりと引っ張ってこうとすると、まずは積み上げていかなあかんっていう、ちょっとまあ行政的になるんですけど。そういう議論もあるので、ちょっとその辺は、また、上山先生とか原先生とか、佐々木先生、ちょっと議論して方向性考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(西島事務局長)

よろしいでしょうか。

それでは本日の内容をまとめさせていただきますと、副首都・大阪の実現に向けて、与党から示されてます副首都法案の骨子案を踏まえ、また特別顧問からいただきましたご意見を踏まえまして、広域行政一元化の手法の比較ですとか、広域で実施する事務への整理を行うこと。また、本部長の方から副首都の効果ということがありましたけれども、今回、骨子案で示されています6つの項目につきまして、我々行政としては行政として、まずは検討を深めていきたいというふうに考えてございます。

あわせて、今月中に開催をさせていただこうと思っております。次回のこの会議におきまして、有識者の方からご意見いただけるようでしたら、そのような会議にさせていただきたいというふうに思っております。以上ということでよろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。では、よろしく願いいたします。

本日の会議は以上となります。誠にありがとうございました。

引き続き、囲み取材を行います。知事・市長につきましては、準備が整いますまで控室にご移動をお願いします。報道の方につきましては、担当の職員から指示があるまで、しばらくその場でお待ちください。

特別顧問はじめ、皆様お忙しいところご出席いただきましてありがとうございました。ご退出していただいて結構でございます。どうもありがとうございました。